

京都市女性総合センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第79号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

京都市女性総合センターの使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区 分		使 用 料						
		午 前		午 後		夜 間		
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
イベントホール	日曜日、土曜日及び休日	21,200 ^円	24,400 ^円	27,600 ^円	31,800 ^円	31,800 ^円	36,600 ^円	
	その他の日	17,600	20,300	23,000	26,500	26,500	30,500	
スポーツルーム	全面使用	日曜日、土曜日及び休日	8,800	10,000	13,200	15,200	19,000	22,000
		その他の日	7,400	8,600	11,200	12,800	15,800	18,000
ルーム	半面使用	日曜日、土曜日及び休日	4,400	5,000	6,600	7,600	9,500	11,000
		その他の日	3,700	4,300	5,600	6,400	7,900	9,000
セミナー室 A		3,200	3,700	4,100	4,700	4,700	5,400	
セミナー室 B		4,700	5,400	6,200	7,100	7,100	8,200	
会議室 1 及び 会議室 2		2,200	2,600	2,800	3,200	3,200	3,700	
会議室 3, 会議室 4, 会議室 5 及び 会議室 6		1,100	1,300	1,400	1,600	1,600	1,800	
小 会 議 室		1,100	1,300	1,400	1,600	1,600	1,800	
和 室 A 及 び 和 室 B		1,400	1,600	1,800	2,100	2,100	2,400	
ビ デ オ シ ア タ ー		5,000	5,800	6,500	7,500	7,600	8,700	

音 楽 室	3,500	4,000	4,500	5,200	5,300	6,100
調 理 コ ー ナ ー	2,700	3,100	3,600	4,200	4,100	4,700
ビ デ オ ス タ ジ オ	1,600	1,900	2,100	2,400	2,400	2,700
ビ デ オ 編 集 室	1,200	1,400	1,500	1,700	1,800	2,100
フィットネスルーム（全面使 用）	5,600	6,500	7,200	8,300	8,400	9,700
ワープロ室（全面使用）	1,300	1,500	1,700	2,000	1,900	2,200

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとしていま
す。

京都市女性総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第79号

京都市女性総合センター条例の一部を改正する条例

京都市女性総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

21,200 ^円	27,600 ^円	31,800 ^円
17,600	23,000	26,500
8,800	13,200	19,000
7,400	11,200	15,800
4,400	6,600	9,500
3,700	5,600	7,900
3,200	4,100	4,700
4,700	6,200	7,100
2,200	2,800	3,200
1,100	1,400	1,600
1,100	1,400	1,600
1,400	1,800	2,100
5,000	6,500	7,600
3,500	4,500	5,300
2,700	3,600	4,100
1,600	2,100	2,400

を

1,200	1,500	1,800
5,600	7,200	8,400

「

24,400 ^円	31,800 ^円	36,600 ^円
20,300	26,500	30,500
10,000	15,200	22,000
8,600	12,800	18,000
5,000	7,600	11,000
4,300	6,400	9,000
3,700	4,700	5,400
5,400	7,100	8,200
2,600	3,200	3,700
1,300	1,600	1,800
1,300	1,600	1,800
1,600	2,100	2,400
5,800	7,500	8,700
4,000	5,200	6,100
3,100	4,200	4,700
1,900	2,400	2,700
1,400	1,700	2,100
6,500	8,300	9,700

に,

「

1,300	1,700	1,900
-------	-------	-------

を

」

「

1,500	2,000	2,200
-------	-------	-------

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)